



けやき通信

ごあいさつ 「無料相続セミナー＆相談会のご案内」

下記の日程で、無料相続セミナー＆相談会～
「笑顔相続の作り方」～を開催します。

記

日時：2022年7月2日（土）

セミナー：14:00～15:40

相談会：15:45～17:00

場所：豊明市商工会館

セミナー：先着15名様（予約不要）

相談会：お一人約30分程度（先着順・予約不要）

セミナーでは、司法書士、税理士、弁護士の順番で相続の基礎・相続税申告・相続トラブル解決策など、自身の経験を踏まえてリレー形式で解説していきます。

相談会は、個別の相続問題についてご相談をお伺いします。

予約不要ですので、お気軽にお越しください。

今月のテーマ 「遺産（預貯金）の確認方法」



1. まず最初に・・・

前号の不動産の確認方法に続いて、本号では預貯金の確認方法について述べていきます。

預貯金は、相続人が把握していることが多いですが、最近では通帳を発行しない金融機関や店舗を有しないネット銀行もありますので、丁寧に確認する必要があります。

2. 具体的な確認方法

金融機関が、（１）判明している場合、（２）判明していない場合に分けてご紹介します。

（１）判明している場合

まずは、残高証明書を取得することをお勧めします。残高証明書は、一定の日において預金者がその金融機関に有している口座と各口座の残高を証明したものです。同じ金融機関の同じ支店に複数の口座を有していたり、普通預金だけでなく定期預金も有している場合もありますので、そのようなことにも気付くことができます。

（２）判明していない場合

まずは、三菱UFJ銀行・ゆうちょ銀行・農協など、多くの人が通帳を有している金融機関や、お亡くなりになった方のご自宅近くの金融機関で残高証明書を請求し、口座の有無を確認することをお勧めします。

次に、金融機関からの郵送物を確認することも、口座の確認をするうえで有益です。

定期預金の満期のお知らせ、金融商品の案内などの郵送物があれば、その金融機関に口座を有している可能性が高いと言えます。

3. 残高証明書の取得方法

残高証明書は、次の書類を用意して、金融機関の窓口で請求します。

- ①お亡くなりになった方の戸籍謄本
- ②相続人の戸籍謄本
- ③相続人の印鑑証明書
- ④上記の他、各金融機関が指示する書類

4. 通帳の取引履歴の確認

通帳の取引履歴を確認することで、他の口座を有している可能性に気付くこともありますので、1・2年程度遡って取引履歴を確認することも大切です。

特に、次の履歴についてご確認ください。

- ①年金の入金
- ②公共料金（電気・ガス・水道）の支払い
- ③固定資産税や社会保険料の支払い

年金は通帳に振込まれます。また、多くの人は公共料金や固定資産税などを口座振替で支払います。もし、上記の履歴がなければ、他に口座を有している可能性が高いと言えます。

通帳がお手元にない場合は、金融機関で取引履歴を発行してもらえますので、それを取ってください。

預貯金は、独立の財産として相続するだけでなく、遺産分割の調整弁として使うこともできますので、しっかりと確認が大切です。

事務所のご案内



司法書士 吉川 豊
TEL 0562-91-4350
豊明市西川町島原2-2 シマ原ビル103
業務時間：平日9時～18時

（事前のご予約で、時間外・土日も対応可能です。）



主な取扱い業務

- ✓相続・遺言の作成支援・成年後見等
- ✓不動産の贈与・売買・担保権抹消
- ✓会社設立・役員変更・目的変更

（当事務所HP）



吉川事務所 豊明市

